

Title	古代日本の曆に就て(10)
Author(s)	S・I
Citation	天界 = The heavens (1941), 21(236): 45-48
Issue Date	1941-01-01
URL	http://hdl.handle.net/2433/168118
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

古代日本の曆に就て (10)

S . I 生

私年號

干支について注目すべきは、私年號である。日本書紀に載つて居る年號の一番始めは「大化」であるが、之より以前部分的に、私に用ひられた年號が古記録に散見されるのであつて、古くは孝靈天皇或は垂仁天皇の頃のものからある。之等を“私年號”，“僞年號”，“異年號”又は“逸年號”と云ふ。私年號は「大化」以後も我が國の一部で屢々用ひられて居り、神社寺院關係の文書、金石文等に多く残つて居るのである。前號に述べた法隆寺釋迦佛の後光銘や、大分速見の湯岡碑に現れて居る「法興」と云ふ年號は、此の代表的のものである。筆者收藏の元和九年頃の寺院關係の文書には「南岳大師(支那天台宗の第二祖、惠思)は賢稱元年六月廿二日 六十四歳」と入寂の年が記されて居る。又、同書に「善光寺御坊賢稱二年十月廿三日」、「天王寺 勝寶三年造之也」など見えて居る。賢稱元年は敏達天皇5年(皇紀1236年)、勝寶三年は用明天皇2年(皇紀1247年)に當り、始めて曆日を用ひたと云ふ推古天皇12年(皇紀1264年)よりは少し前のことである。更に古い私年號の記録も、他書に數多あるが、其の主なるものを列擧すれば下記の通りである。

私年號	年	皇紀	文 獻
列 滴	孝靈天皇	371—446	{和漢年契 茅竈漫錄
善 紀	〃	〃	色 葉 集
經 明	垂仁天皇13年	644	尾張風土記
璽 至	應神天皇	930—970	{和漢年契 古代年號 茅竈漫錄
善 記(嘉紀)	武烈天皇元年	1159	{和漢年契 二 中 歷
是 □	武烈天皇五年	1163	古代年號
善 化(善記)	繼體天皇16年	1182	{古代年號 海東諸國記 清白土集

閏 月

月々の和名は、其の起源が古く、神武天皇御東征の頃から存在して居た。そして月數は十二ヶ月であつたが、閏月が置かれたか何うかは判然しないことを前に述べた(神代曆)。然し又、一年の總日數が判つて來れば、十二ヶ月の一年を何度も繰返して行く間には、當然置閏の問題が生じて來るだらうと云ふ推論も前に述べた。茲では更に閏月に關する文献による考證を少し取扱ふこととしやう。

閏月が日本書紀(書紀の曆日は主として古代曆に據つて居る)に始めて出て来るのは仲哀天皇元年(皇紀852)からで、冬十一月の條の次に『閏十一月乙卯朔戊午 越國白鳥四隻を貢る』とあるが、其れより以前には“閏何月”と云ふ文字は記載されて居ないのである。然し、閏月としては無いが、閏月に相當する一月を三十二ヶ月又は三十三ヶ月目に一回置き、其の月は大體二十四節氣の中氣を含まない月に成る様に配置して居る。換言すると、閏月に相當する一月を二年又は三年毎に十二ヶ月の間の適當な所へ持つて來て、其年を閏年として十三ヶ月の一太陰年としたのである。之れは、日々の干支の循環よりして、明白に突止め得られるのであつて、三正綜覽、日本長曆或は皇和通曆などを見れば容易に知ることが出来る。此の事は古代曆が支那或は朝鮮の曆其儘であつた爲であらう。

閏月を「うるふつき」と讀んだのは後世のことで、始めは閏の幾月と云ふ風に稱したのである。従つて閏月は神武天皇の御代から或は「のちのつき」と呼ばれて居たのかも知れない。支那でも、史記卷十六秦楚之隆月表には『秦二世二年後九月』と記載されて居る。又集解には『徐廣日應閏建酉』と載つて居る。

漢書高帝紀には『後九月懷王呂臣項羽軍を并す』と記されて居るが、之は秦漢では十月を歲首としたから、歲終の九月へ持つて來て閏を置き、後九月と云つたのである。日本書紀に於て閏の字が潤の字になつて居る箇所が、敏達天皇紀と持統天皇紀などにある。即ち、敏達天皇の條に『十年春潤、二月』とあり、持統天皇三年の條に『潤八月辛亥朔』などあるのが夫れである。屋代弘賢は潤の文字には「うるふ」と云ふ訓がある爲め此の頃から閏の文字をも「うるふ」とよむ様になつたのであらうと述べて居る。

結 語

これまで述べた處で、大體古代日本の曆を明かにしたと思ふが、顧るに、號を追ふて都度執筆して來た爲め、論旨の一貫しない點や訂正すべき箇所など相當あるが、何分匆卒の間に書いたものなので、諒とされ度い。又、今後の研究に俟たねばならぬ諸問題も可成りある。例へば神代曆と古代曆とは我國上代に於て元來別々のものであつたものが、何時の間にか合して一つのものに成つて居る。筆者は此の二つの曆の合一時期を繼體天皇の御代(皇紀1167—1191)以後のことゝ推定して居るが、未だ結論を得ない爲め、其の理由を發表するのを差控へることゝする。唯茲には繼體天皇元年春正月の記事に「二日三夜」なる言葉があることを附記して置く。

又、二十四節氣などの觀念が夙に神武天皇の頃に存在したか、どうか、最も疑問とする所であつて、二十四節氣の内、春分のことは仁德天皇六十二年(皇紀1034)の條に『是より以後季冬に當る毎に必ず氷を藏め、春分の始に至て氷

を散つ』と始めて茲に見えて居るが、之以外には殆んど見當らない。たゞ、遙か後世であるが、齊明天皇五年(皇紀1319)の條、伊吉連博徳書に『十一月一日、朝に冬至之會有り』と載つて居る。即ち、朔旦冬至を賀する會のことが記されて居るのである。然して、日本書紀曆考によれば、恰も是年の閏十月朔旦は冬至に當つて居る。支那では、史記歷書に『十一月甲子朔旦、冬至已に簪る。其より更に七年を以て大初元年と爲す』と載つて居るが、大初元年は我が開化天皇五十四年(皇紀557)に當り、餘程古いことになる。冬至は、和名ではなく、漢名であるから、支那に源を持つものと考へてよいであらう。だが、此の二十四節氣の傳來は今後究明される必要のある第二の問題である。

次に、既に述べた通り、正史である日本書紀によれば推古天皇十年(1262)十月百濟の僧觀勒が曆本地理の書等を持つて來朝し、政事要略に推古天皇十二年(1264)『正月戊申朔(戊申は書紀曆考によれば戊戌の誤)始めて曆日を用ふ』と見えて居り、更に書紀に、持統天皇四年(皇紀1350)十一月始めて元嘉曆と儀鳳曆とが頒行されたと載つて居るのに、神武天皇御東征甲寅の年以來、我國に曆が存在したと云ふのは、如何に説明するか? 此の點は多大の疑問があらう。

元來、日本書紀や政事要略に「始めて」と云ふ文字を使つて居るのは、必ずしも最初の起源を現はして居るのではなく、「公式に新しく」と云ふ意味に解釋するのが適當であらうと考へる。

斯う云ふ例は大坂の四天王寺の創建についても見る事が出来る。(四天王寺第5卷第4號十一頁參照)。

書紀崇峻天皇紀、用明天皇二年の條に『攝津國に四天王寺を造り』云々とあり、此の事は上宮聖徳法王帝説にも、用明天皇二年丁未年に、同様『此に依つて即ち難波四天王寺を造る也。聖王生十四年也』と載つて居るのに對し、書紀の推古天皇紀元年の條に『是歲始めて四天王寺を難波の荒陵に造る。是年也太歲癸丑』と、二重に記載されて居るのである。も一つ、之と同様の記載法がある。例へば、天武天皇十二年の條に『是の夏始めて僧尼を請ひて宮中に安居せしむ』といひ、又、同十四年夏四月の條に『庚子、始めて僧尼を請ひて、宮中に安居せしむ』と記載して居るなど、其の好適の例證である。

こんな風に考へて來ると、矛盾は矛盾でなくなり、恰度纏れた糸が解けて行く如き感がするのである。

日本書紀に載つて居る月々の朔の干支(古代曆)は、神武天皇甲寅の年冬十月丁巳朔以來、頻繁に出て居るが、大體何れの朔も今日より計算した所の朔と殆んど合致する。今、假りに、日本書紀より三個の朔の干支を取つて、Schramの朔望表(東京天文臺 神田茂氏編 年代對照便覽 の末尾にあり)により、計算し、對照すると、次の通りとなる。

朔の干支	ユリウス曆日	Schram の朔望表 による朔の計算(平朔)
1. 神武天皇甲寅年 冬十月丁巳朔	-666年10月30日 通日 1478104日	10月30日12時57.6分 1478104日54
2. 神武天皇辛酉年 (元年)春正月庚辰朔	-659年2月18日 通日 1480407日	2月18日22時19.2分 1480407日93
3. 景行天皇四十年 秋七月癸未朔	西紀110年8月3日 通日 1761450日	8月3日14時24分 1761450日60

精密に計算して、時間を出して見たが、計算で生じた端數 (fraction) を取つて終ふと、完全に一致するのである。此の程度正確な朔の計算を後日に於て逆算して出すことは、餘程達者な曆算家が我國に居たとしても當時の智識では至難なことであつたらうと思ふ。又其頃は、支那でも長曆の如き便利なものは出来て居なかつた筈である。況や其の一つ宛に歴史の記事を後日に於て當て嵌めて行くに於てをやである。必ず、出来上つたものは、各處に於て矛盾や自家懂着が生ずる筈である。

筆を起してより、早くも、一星霜を經過した。紀元2600年も靜かに彼方へと去り行く。本來、極めて少ない材料を以て、上代の曆の存在を證明せんとするのであるから、其の企圖は幾度か挫折せんとした。推論が、多く計算にて證明し得られる資料とては、殆ど皆無であつたからでもある。筆者自身としても、此の企圖が成功を収めたとは決して考へて居ない。然し、茫漠^{はて}涯^は涯^はの大海を漂ふ中に、島影を見出した様な氣持である。従つて、今後も餘暇を見て研鑽を續けるであらう。

終りに、本論文起草につき、常に御激勵と助言とを與へて下さつた山本博士や、筆者の知る諸先輩に對し、謹んで感謝の意を表する。

(皇紀2600年11月3日、明治節の夜誌)

STUKER 星圖の要求

七等半までの恒星30000個を含む此の有名な星圖は、急報451號に“讓る”廣告が現はれた所、忽ち滋賀縣 Y 氏、大阪市 T 氏、千葉縣 E 氏、岐阜縣 M 氏、東京市 N 氏、和歌山縣 K 氏、大阪市 N 氏、京都市 M 氏、長野縣 K の 9 氏より申込み殺到したが、遂に其のうちの某氏の手に落ちた。近頃、時局がらとは言へ、天文研究者が非常に熱心で眞面目になつた傾向が著しく、書物でも、器械類でも、良いものは引つぱりダコで賣れて行く。スライファ氏の火星寫眞やリグ天文臺の土星圖が、可なり高價であるに拘らず、申込みが殺到したことも其の證據である。(事務局より)